

令和 7 年 3 月 4 日 議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 5 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町条例第 5 号

佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第 5 号

佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年佐用町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 9 条 第 1 項中「、第21条及び第24条」を「及び第21条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。